

## 県産品販売会等開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症拡大によって深刻な影響を受けている県産品の販売機会を創出するとともに、今後の販路拡大の契機とするため、新しい生活様式に対応した県内外における対面による県産品販売会等の開催に要する経費について、予算の範囲内において、県産品販売会等開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「県産食品」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品（酒類含む）
- (2) 県内に事業所を置く業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造された食品（酒類含む）
- (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、知事が相当と認めたもの

2 この要綱において、「県産工芸品等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内で生産された花木類
- (2) 県内で製造の最終工程が行われた工芸品等
- (3) 県内に事業所を置く業者が企画し、県内生産の素材を主原料として製造された工芸品等
- (4) 第1号から第3号に掲げるもののほか、知事が相当と認めたもの

3 この要綱において、「県産食品事業者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に規定する「食品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業（うち清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業に限る）」に係る業者
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に規定する「飲食料品卸売業」に係る卸売業者及び小売業者
- (3) 日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に規定する「農業」及び「漁業」に係る業者
- (4) 第1号から第3号に掲げるものを含む団体
- (5) 第1号から第4号に掲げるもののほか、知事が相当と認めたもの

4 この要綱において、「県産工芸品等事業者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県産工芸品等の生産・製造・販売事業者
- (2) 第1号に掲げるものを含む団体
- (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、知事が相当と認めたもの

(交付対象事業者)

第3 本補助金の交付対象となる事業者は、県内に事業所を置く法人または個人（以下「補助事業者」という。）とする。

(対象事業)

第4 本補助金の補助区分は次の第1号または第2号のいずれかとする。なお、事業実施場所は県内外を問わない。

- (1) 県産食品事業者または県産工芸品等事業者が8者以上参加し、県産食品事業者または県産工芸品等事業者による県産食品または県産工芸品等の対面販売を行う事業（以下「販売会型事業」という。）
- (2) 県産食品事業者または県産工芸品等事業者による対面販売を行わない場合で、県産食品事業者または県産工芸品等事業者8者以上の県産食品または県産工芸品等を20種類以上取りまとめ、販売

代行を行う事業（以下「アンテナショップ型事業」という。）

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の第1号から第6号までに掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大により、販売機会の制約等の影響を受けた県産食品事業者または県産工芸品等事業者の販売機会の創出及び今後の販路拡大に繋がるものであること
- (2) 事業の実施にあたり、十分な新型コロナウイルス感染防止対策を講じること
- (3) あらかじめ開催期間が設定されており、常設されるものではないこと
- (4) 対面販売を実施すること
- (5) 販売会型事業の場合、参加事業者のうち4分の3以上が県産食品事業者であること
- (6) アンテナショップ型事業の場合、取扱商品のうち4分の3以上が県産食品であること

3 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表1及び別表2のとおりとする。

4 補助金の対象となる経費は、本補助金の交付決定以降に実施した事業のみを対象とする。ただし、知事が別に定めるものはこの限りではない。

（事業の実施期間）

第5 補助事業の実施期間は、原則として交付決定日から交付決定年度の1月末日までとする。

（交付の申請）

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第1号－別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）
- (4) 参加予定事業者一覧表（別記様式第1号－別紙4）〔販売会型事業の場合〕
- (5) 取扱予定商品一覧表（別記様式第1号－別紙5）〔アンテナショップ型事業の場合〕
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－別紙6）
- (7) 直近3期分の決算報告書〔法人の場合〕又は確定申告書〔個人の場合〕の写し
- (8) 登記事項証明書〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕の原本（いずれも発行3か月以内）
- (9) 納税証明書（すべての県税）の原本
- (10) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと
- (2) 県税に未納がないこと
- (3) 地方自治体でないこと

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

（交付の決定）

第7 知事は、補助金の交付決定に当たっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査方

法については別に定める。

- 2 知事は、第6の規定による補助金の交付申請があった場合、前項の規定による審査結果を参考に、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 3 同一の補助事業者が同一の内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。
- 4 知事は、交付決定に当たって、第5第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 知事は、第6第2項ただし書きの規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (補助事業の変更)

第8 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、その限りではない。

- (1) 補助対象経費の30%以内の変更である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

#### (補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (補助事業遅延等の報告)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに別記様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第11 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業実績書（別記様式第5号一別紙1）
  - (2) 事業収支決算書（別記様式第5号一別紙2）
  - (3) 補助事業用帳簿（別記様式第5号一別紙3）
  - (4) 支出書類：見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し
  - (5) 参加事業者一覧表（別記様式第5号一別紙4）〔販売会型事業の場合〕
  - (6) 取扱商品一覧表（別記様式第5号一別紙5）〔アンテナショップ型事業の場合〕
  - (7) 債権者登録票（別記様式第5号一別紙6、補助金振込先口座の通帳の写しを添付）
  - (8) その他知事が必要と認める書類

#### (補助金の交付方法)

第12 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払いにより交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 7 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出等)

第 14 この要綱により知事に提出する書類の部数は各 1 部とし、農政部食産業振興課に提出するものとする。

(成果の報告及び公表)

第 15 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を報告させることができるものとする。

2 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果のうち、特に優良と認める事例について、その成果を公表することができるものとする。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 4 年 5 月 25 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (補助金の対象となる経費等)

経費区分	経費項目
旅 費	補助事業者が行う県産食品事業者または県産工芸品事業者との事前調整に要する交通費、宿泊料 販売会等の開催に伴う補助事業者または参加事業者の移動に要する交通費、宿泊料
庁 費	事業の実施に係る輸送費、印刷費、資材購入費(新型コロナウイルス感染症防止対策に要する資材(アルコール消毒液、飛沫防止パネル等)を含む)、レンタル料、会場等借用料、広告宣伝費、警備員費、マネキン代
そ の 他	上記のほか、知事が必要と認める経費

別表 2 (1 者当たりの補助限度額及び補助率等)

補 助 限 度 額	補 助 率
補助上限 1,000 千円 (下限なし)	2 分の 1 以内